

和五十二年に新たに公布し、地方競馬の施行管理体制の改善強化を図った。翌昭和五十三年には、競争の公平を期するため、馬に対する禁止薬物に関する規定を新たに追加した。また五十四年には、自治省による「競技の施行体制の確立、および収益の均てん化のため、競馬場または都道府県ごとに一部事務組合を設けて施行することが望ましい」との指導を受け、それまで兵庫県、尼崎市、姫路市など各自治体が個別に実施していた競馬を一組合により開催することとし、五十五年に兵庫県競馬組合を設立した。県は、県営競輪を廃止していたが、地方競馬については運営体制の再編を通して競争の不正問題に対応し、存続させた。

第四節 地方自治体による積極的な国際交流のはじまり

一 国際交流の進化と拡大

自治体間国際交流の体制整備 一九五〇年代後半から、地方自治体と世界各国の都市、州・県との姉妹提携の動きが少しずつ広がり始めた。きっかけの一つになったのは、米国政府が昭和三十一年（一九五六）年

から本格的に開始した“People-to-People Programs”であったと言われる。当時のアイゼンハワー政権は、相互理解の推進が平和の基礎となり、世界の人々に米国のよいイメージを与えることが共産主義陣営に対抗する手段になるとの観点から、市民の草の根の交流を促進することが必要だと考えた。人的交流や文化交流、出版、映画などに加えて、このプログラムの事業の一つに位置づけられたのが姉妹都市提携であった。以後、

米国の州政府・都市には姉妹提携が奨励され、その数は一九五六年からのおよそ一〇年間で四〇件から三五〇件（五八カ国）に急増した。

兵庫県が昭和三十八年十月に米国・ワシントン州との間で締結した姉妹提携は、こうした潮流を背景に生まれたものであろう。県に先立って神戸市はワシントン州シアトル市（昭和三十二年十月）と、西宮市は同州スポークケン市（三十五年十月）とそれぞれ姉妹都市提携を結んでいる。神戸市には米国領事館（昭和三十六年に総領事館に昇格）が置かれており、神戸市や兵庫県と米国政府機関の間に日常的に交流が存在したことも見逃せない。その一つ、神戸アメリカ文化センター館長のマイケル・D・ブラウンの提案から兵庫県とワシントン州の姉妹提携は始まった。神戸市と西宮市の姉妹都市提携の縁に加えて、両県州には海に開かれた土地、産業構造や変化に富んだ自然風土など共通点が多くあったことが、協定締結を後押しした。

これを端緒として、兵庫県は世界各地との姉妹交流提携を少しずつ広げていくことになる。昭和四十四年四月にソ連・ハバロフスク州との間で友好と交流に関する共同声明を発表、翌年五月にはブラジル・パラナ州との間で友好協力協定を結んだ。前者は、昭和四十一年にハバロフスク市で行われたハバロフスク日本沿

兵庫県とブラジル・パラナ州

“姉妹提携”が実現

4日に 調印式 経済協力さらに推進



昭和四十一年四月四日、兵庫県とブラジル・パラナ州との姉妹提携に関する共同声明が、神戸市とブラジル・パラナ州の両市長の間で調印された。この声明は、両州間の友好と交流の促進、経済協力の推進、文化・教育・観光の発展などを目的としている。調印式は、神戸市立中央公会堂で、両市長をはじめ、関係者約五十人が参加した。

写真 162 ブラジル・パラナ州との姉妹提携を報じる新聞（神戸新聞 昭和45年4月26日）

岸貿易見本市に兵庫県の企業が参加し、その際に副知事の坂井時忠が同地を訪問したことが契機となった。後者については、パラナ州議会が昭和四十三年六月に「世界に例のない日系人」を称賛する議決文を採択したことを

表 32 兵庫県及び県内市町の友好提携 * 国名は当時

自治体	提携先自治体	締結年月日
神戸市	シアトル市 (米ワシントン州)	昭和32(1957)年10月22日
	マルセイユ市 (仏)	昭和36(1961)年7月2日
	リオデジャネイロ市 (ブラジル)	昭和44(1969)年5月19日
	天津市 (中華人民共和国)	昭和48(1973)年6月24日
	リガ市 (ソ連邦ラトビア共和国*)	昭和49(1974)年6月18日
尼崎市	アウグスブルク市 (西独*)	昭和34(1959)年4月7日
芦屋市	モンテベロ市 (米カリフォルニア州)	昭和36(1961)年5月24日
西宮市	スポーケン市 (米ワシントン州)	昭和36(1961)年9月13日
	ロンドリーナ市 (ブラジル・パラオ州)	
兵庫県	ワシントン州 (米)	昭和38(1963)年10月22日
	パラナ州 (ブラジル)	昭和45(1970)年5月4日
姫路市	シャルルロワ市 (ベルギー)	昭和40(1965)年7月13日
	フェニックス市 (米アリゾナ州)	昭和51(1976)年11月3日
三木市	バイセリア市 (米カリフォルニア州)	昭和41(1966)年5月18日
柏原町	ケント市 (米カリフォルニア州)	昭和41(1966)年7月18日
春日町	オーバン市 (米ワシントン州)	昭和43(1968)年7月29日
明石市	パレヨ市 (米カリフォルニア州)	昭和43(1968)年12月24日
西脇市	レントン市 (米ワシントン州)	昭和44(1969)年6月23日
篠山町	ワラワラ市 (米ワシントン州)	昭和47(1972)年7月18日
加古川市	マリンガ市 (ブラジル・パラナ州)	昭和48(1973)年7月2日

(『国際交流ハンドブック』より作成)

きっかけに、兵庫県とパラナ州との交流が始まった。後述のように、この頃から日本とブラジルが経済協力関係を強化していたことも、友好協力関係の構築を促したと考えられる。

芦屋市と米国・カリフォルニア州モンテベロ市(昭和三十六年)、姫路市とベルギーのシャルルロワ市(四十年)など、県内の各市と世界各地の都市との姉妹都市協定も増えていった。西脇市とワシントン州レントン市(昭和四十四年)、加古川市とパラナ州マリンガ市(四十八年二月)のように、県レベルの姉妹提携が市町レベルの姉妹提携を促す効果もあつたとみられる。また、日中国交正常化の翌年、昭和四十八年六月に始まった神戸市と天津市との間の友好都市提携は、日中間の自治体交流の先駆けとなった。戦前、孫文そんぶんをはじめ多くの著名人が訪れた街であり、対中貿易の中心で、戦後も多数の華僑が居住しているという歴史の重みは大きかった。

地方自治体間の国際交流が増加するにつれて、これを支える地方自治体の体制が整備されていった。昭和四十六年、知事の坂井の方針によって県職員の海外研修事業が始まったのはその一例である。職員に世界各国の動きや実情に触れさせ、視野を広げることが目的であった。昭和五十四年からは外務省と県との人事交流も行われるようになった。

民間・姉妹提携・友好提携は、様々なレベルでの人的交流や文化交流の基盤となった。兵庫県や県内の人的交流の各市とワシントン州などとの間では、知事をはじめ行政機構の首脳レベルや職員、議員団、

経済使節団、YMCAやライオンズクラブなど民間団体の相互訪問、大学・高校の教員や学生の教育・研究交流、美術展の開催などの芸術交流が活発に行われるようになった。

ブラジル・パラナ州との交流は、経済・技術協力の色彩がより強い。独立回復から間もない一九五〇年代後半から、日本企業は商社、繊維業、機械、製鉄、造船などを中心にブラジルに進出していた。一九六〇年代半ばを迎える頃からは、日本政府はブラジルをはじめ中南米諸国の経済状況や開発に関心を向け、貿易や経済協力を緊密化することに意欲をみせ始める。それは、南北問題が国際社会の重要課題として認識されるようになったことと、日本の経済大国化に伴って発展途上国に対する経済協力や政府開発援助（以下、ODA）が増加したという文脈で理解されるであろう。日本政府は昭和四十三年に無償資金協力を開始し、四十九年には海外技術協力事業団と海外移住事業団を統合して国際協力事業団（JICA、現国際協力機構）を創設、途上国に対する援助の実施体制を強化した。昭和五十四年にはODA第一次中期目標が発表され、三年間で倍増する方針が明らかにされた。また従来はアジア地域が大半を占めていた援助対象は、次第に多角化の傾

向をたどった。

日本・ブラジル間では、昭和四十三年二月に第一回日伯経済合同委員会が開催され（以後もおよそ二年に一回のペースで開催）、四十五年九月には技術協力基本協定が署名された。両国間の伝統的友好関係を強化し、かつ両国の経済社会的進歩のために日本がブラジルに対して研修生の受入れ、専門家や調査団の派遣、機材の供与等の形で各種の技術協力を行うこと、ブラジル側はその協力の実効性を高めるような国内的措置を講じることが規定されている。兵庫県とパラナ州との友好協力協定が結ばれた際に発表された共同宣言に、中堅行政関係職員の相互研修制度の創設、経済使節団や専門技術者の相互派遣、パラナ州に畜産改良技術研究施設を共同設置することなどが盛り込まれたことは、こうした動きを反映していたと考えられる。日系ブラジル人の県農業試験場や県立畜産試験場、県立繊維工業指導所などでの研修事業など、協定と共同宣言に基づいた交流が両県州間では活発に展開された。更にODAを活用して、パラナ州の州都クリチバの日伯工業技術センター建設に協力した（昭和五十八年七月完成）。



写真 163 海外技術研修員の修了式

昭和四十六年度からは、兵庫県は外務省地方公共団体補助金（地方公共団体の実施する技術研修員受入事業に対する国庫補助金制度）の交付を受け、海外技術者研修員の受入れを開始した。開発途上国から中堅技術者を技術研修員として受け入れ、「必要な技術の習得および兵庫県民との接触を通じてその研修員の属する国の発展に寄与する人材を育成し、兵庫県ならびに



写真 164 IFHP 兵庫国際会議

日本国と出身国との友好関係増進と世界平和に寄与する」ことを目的とする事業である（『国際交流ハンドブック』）。兵庫県は山梨県、熊本県とともに最初にこの補助金を利用した県の一つであった。前述のブラジル・パラナ州のほか、中国・広東省及び海南省や東南アジア諸国から製造加工、保健衛生、農林水産等の部門の技術研修員が来県し、県の試験研究機関や民間企業等で技術研修を行った。

「兵庫県青年洋上大学」（昭和四十六年開講）もこの時期に進んだ人的交流事業の一つに挙げられよう。昭和五十五年には近畿青年洋上大学に発展、県内の青年・学生の世界各地での交流を可能とした。

国際会議

大阪に近く交通の便がよい神戸市ではしばしば国際会議が開催されるが、兵庫県にとって初めての大規模な国際会議は、昭和五十一年五月に開催された住宅・都市及び地域計画国際連合（International

Federation for Housing and Planning 以下、IFHP）兵庫国際会議であった。

IFHPは生活水準の向上、住宅・都市の改良、都市・地域及び国土計画の理論と実践を研究し推進していくことを目的とした国際機構で、当時の会長は都市計画の専門家である井上孝^{いの上たかし}東京大学教授であった。昭和四十八年九月のコペンハーゲン会議に知事の坂井が二年後の大会の誘致を希望する親書を送付し、兵庫県が開催地に決定したものである（石油危機の影響で開催は八カ月延期された）。会議前年の昭和五十年十月から翌年三月にかけて、県は三回にわたって「よりよい居住環境への改創セミナー」を実施した。神戸国際会館（神戸市葺合区（現中央区）、御堂会館（大阪市東区（現

中央区）、芦屋ルナホールで開かれたセミナーには大阪、兵庫の建設業協会や日本建築協会、兵庫県宅地建物取引業協会が協力し、国際会議開催に向けて意識の啓発が図られるとともに、参加料は開催資金に充てられた。また兵庫県庁では、副知事のなからさきしろう橋崎四郎を会長とするIFHP兵庫国際会議庁内推進委員会や建築部長を委員長とする五・一八委員会（開会式及び特別本会議を主として担当）が設置され、全庁を挙げて会議開催を準備する体制をとった。

国内から六八七人、海外からは二八カ国一二六人が参加した会議は、五月十八日から二十二日までの五日間、神戸文化ホール（神戸市生田区）と兵庫県民会館（神戸市生田区）を会場として行われた。「人間居住環境改善における地方公共団体の役割」をテーマに本会議と研究会では様々な討議が展開され、最終的には第一回国連人間居住計画会議（バンクーバー）に送る決議文を採択して閉幕した。会議の前後や合間にはレセプション、パーティーや宝塚歌劇の観劇会、姫路城など観光地の見学、神戸港、神戸製鋼所加古川工場、神戸市須磨区の高倉台団地などニュータウンの視察、同伴者にはオリエンタルホテルでの日本文化体験などが実施された。

二 外国人に開かれた社会を目指して

在留外国人の増加 神戸港の開港以来、神戸には各国の領事館や外国商社が置かれ、阪神地域は外国人に開かれた街として発展してきた。アジア太平洋戦争と占領を経て昭和二十七年四月のサンフランシスコ

講和条約が発効し、領事機能は再開されたものの、航空輸送の発達とともに海上交通の比重が減少したこと、経済交流の観点から西日本の中心都市である大阪に領事機能が置かれるようになったことから、神戸の重要

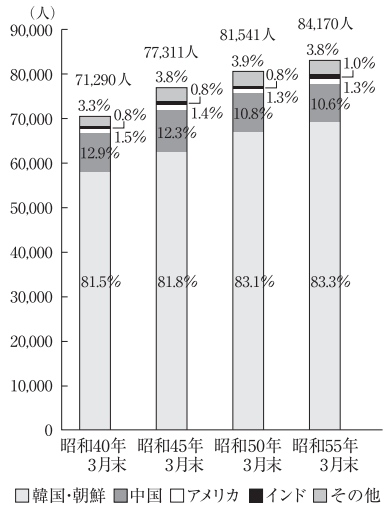


図 68 国籍別在留外国人の割合
〔兵庫県統計書〕より作成

性は相対的に失われていくことになる。実際、昭和十一年時点で神戸に三三存在した領事館（総領事館一〇、領事館二二）は、三十一年には二三（同八、一五）に減少している。しかし、阪神地域を中心に外国人学校や宗教施設、商店、墓地、外国語の対応が可能な医療施設など生活インフラが存在し、外国人にとっては住みやすい環境はかなりの程度整っていた。神戸市の「外事」行政のように、行政も在留外国人への対応について知識や経験を蓄積していた。

一九五〇年代後半以降の高度経済成長に伴って県内の外国人居住者は増加した。昭和三十一年九月時点で六万三七九五人だったが四十年三月で七万一二九〇人、五十五年三月には八万四一七〇人と、約二〇年間で三割以上増えている。外国人居住者のおよそ八割を占めたのが韓国・朝鮮国籍の人々であり、昭和四十二年以降はその増加分が県内の外国人居住者全体の増加分にほぼ相当している。そのほか県内では中国人（約一〇％）、アメリカ人（約一・四％）、インド人（約一・〇％）の順に居住者が多くみられた。

難民の定住促進 カンボジアのポル・ポト政権成立及びサイゴン陥落（昭和五十年四月）、ラオスの王政廃止・社会主義政権の樹立（同年十二月）に伴う混乱や迫害によって、一〇〇万人を超える人々が難民化し、

周辺諸国、さらには海を越えて世界各地に保護を求める人々があふれた。日本には同年五月にベトナム人が上陸したのを皮切りに、この三国から非正規移動者が入国し始めた。

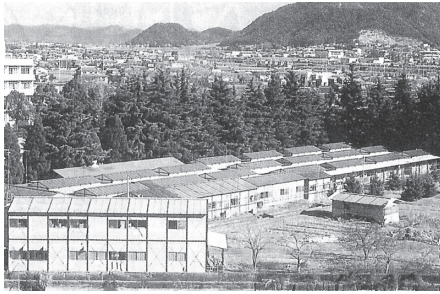


写真 165 姫路定住促進センター
(アジア福祉教育財団提供)

日本政府は当初、水難者として「水難上陸許可」「一時保護」を与えていたが、人数の増加に伴って定住を認める方向で調整を進め、昭和五十三年四月、ベトナム難民の定住許可が閣議で了解された。これによって、一時滞在者のうち、日本人または日本に在住し安定した生活を送っている外国人の配偶者であること、適格な里親がいること、安定した職業に就き、かつ確実な身元引受人がいることのいずれかの条件を満たす希望者には定住が許可されることになった。先進国首脳会議（サミット）を控えた昭和五十四年四月には、アメリカをはじめとする自由主義諸国と協力する姿勢を打ち出す必要から、五〇〇人の定住枠が設定され、定住支援のための「難民事業本部」が外務省の外郭団体、アジア福祉教育財団に設置された。

難民事業本部によるインドシナ難民の定住促進事業の一環で、昭和五十四年十二月、神奈川県大和市とともに姫路市に開所したのが難民定住促進センターである。姫路にはカトリック淳心会が一時滞在施設を開設しており（同年九月）、これに隣接してセンターが建設されたのだった。平成八（一九九六）年に閉所されるまでの約二〇年間に、二六四〇名（ベトナム人二二〇一人、ラオス人四三九人）が日本語教育、職業訓練、職業紹介などの支援を受けた。インドシナ難民の定住許可数は平成十七年までの二七年間に一万一三一一人、うち一四〇七人が日本に帰化している。難民の窓口の一つとなった兵庫県には二三〇〇人以上が定住することになった。